許可後の届出に必要となる書類について

【届出事項とその提出期限】

	【届出事項とその提出期限】 届出事項	提出期限	必要書類	
1	経営業務の管理体制に変更があったとき (規則第7条第1号イ該当の場合)	2週間 以内	変更届出書(様式第22号の2)第1面 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(様式第7号) ※ 常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)	
	経営業務の管理体制に変更があったとき (規則第7条第1号ロ該当の場合)	2週間 以内	変更届出書(様式第22号の2)第1面 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ※ 常勤役員等の略歴書(様式第7号の2別紙1) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙2)	
2	専任技術者に変更があったとき	2週間 以内	変更届出書(様式第22号の2)第1面 専任技術者証明書(様式第8号) ※	
3	健康保険等の加入状況に変更があったとき	2週間 以内	健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ・健康保険等の加入状況を確認する書類が必要。 (「建設業許可申請書の添付書類等について」参照) ・従業員数の変更は、決算変更届(毎事業年度経過後4月以内での提出) とあわせて届出。	
4	事業所の基本情報に変更があったとき			
	商号、名称、資本金額		変更届出書(様式第22号の2)第1面 商業登記簿抄本	
	本社の名称、所在地		変更届出書(様式第22号の2)第1面 商業登記簿抄本 本社の写真(閉鎖の場合は不要)	
	営業所の名称、所在地		変更届出書(様式第22号の2)第1面及び第2面 営業所の写真(閉鎖の場合は不要)	
	本社及び営業所における許可業種		変更届出書(様式第22号の2)第1面及び第2面 専任技術者証明書(様式第8号) ※	
	営業所の新設	30日 以内	変更届出書(様式第22号の2)第1面及び第2面 営業所の写真 誓約書(様式第6号) ・登記されていないことの証明書(法務局で交付) ・身分証明書(市町村で交付) 健康保険等の加入状況(様式第7号の3)) 専任技術者証明書(様式第8号) ※ 令3条使用人の一覧表(様式第11号) 令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号)	
	役員等の辞任		変更届出書(様式第22号の2)第1面 許可申請書(様式第1号)の別紙1 商業登記簿抄本	
	役員等の新任、令3条に規定する使用人の新任・変更		変更届出書(様式第22号の2)第1面 許可申請書(様式第1号)の別紙1(令3条使用人の場合は様式第11号) 商業登記簿抄本(令3条使用人の場合は不要) 誓約書(様式第6号) ・登記されていないことの証明書(法務局で交付) ・身分証明書(市町村で交付) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)(令3条使用 人の場合は様式第13号)	
	取締役が代表取締役になった場合 代表取締役が取締役になった場合		変更届出書(様式第22号の2)第1面 許可申請書(様式第1号)の別紙1 商業登記簿抄本 誓約書(様式第6号) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) (※役員が常勤役員等の場合、様式第7号別紙でも可)	
5	建設業を廃業したとき	•		
	許可を受けた建設業の全部又は一部の業種を廃止 個人事業主の死亡 法人の消滅・解散	30日 以内	廃業届(様式第22号の4) ・許可を受けた建設業の一部の業種を廃業する場合変更届出書(様式第22号の2)第1面専任技術者については、次の書類が必要 ①担当業種が無くなった者→届出書(様式第22号の3) ②担当業種が減った者→専任技術者証明書(様式第8号)	